

いちごショートステイ 重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	いちごショートステイ (事業所番号 1810119840号)
所在地	福井市西方1丁目2-11 いちご在宅支援センター3階
管理者	北出 真菜
サービスの種類	短期入所生活介護
サービスの定員	18名
通常の見送り実施地域	福井市

(2) サービス内容

短期入所生活介護は、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担軽減を図るサービスです。利用者の居宅サービス計画に沿って、必要なサービスを提供していきます。

食事	管理栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の心身状況に配慮した、バラエティに富んだ食事を提供します。また食事の際には、できるだけ離床して、食堂で召し上がっていただけるよう配慮します。 【食事時間】朝食 … 午前 7:15 より 昼食 … 午前 12:00 より 夕食 … 午後 5:45 より
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	利用者の心身状況を踏まえて、週2回以上の入浴又は清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床・整容等	寝たきり防止のため、生活のリズムを考え、できる限り離床に配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
機能訓練	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図る為の各種サービスを提供します。
健康管理	嶋田病院医師により健康管理に努めます。緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引継ぎます。また、利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできる限り配慮します。

(3) 職員体制

従業者の職種	員数	勤務形態
医師	1名	常勤・嶋田病院兼務
管理者	1名	常勤・兼務
生活相談員	1名	常勤・兼務
介護職員	6名以上	常勤・非常勤
看護職員	1名	常勤・非常勤
機能訓練指導員	1名	非常勤
栄養士	1名	非常勤

(4) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
介護職員 看護職員	早番（7：30～16：30）、日勤（8：30～17：30） 遅番（11：00～20：00）、夜勤（17：00～9：00）	原則として 4週8休

(5) 設備の概要

- 居室 個室18室 14.12㎡～17.00㎡
- 浴室 一般浴槽・脱衣室 12.18㎡
特浴室（脱衣室） 17.89㎡（10.84㎡）
- 食堂兼機能訓練室 60.72㎡
- その他 トイレ 3.95㎡（3ヶ所） ・ 洗面所

(6) 営業日及び受付・送迎時間

営業日	365日対応（年中無休）
受付時間	午前 8時30分 ～ 午後 5時30分
送迎時間	午前 8時30分 ～ 午後 5時00分

(7) お問い合わせ窓口 ※サービス利用の質問など、お気軽にご相談ください。

電話番号	0776-23-1505
担当者	北出 真菜（管理者） ・ 他職員

2. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いし、契約を結び、サービスの提供を開始します。相当期間以上にわたり継続して入所する利用者に対しては、短期入所生活介護計画の作成を行います。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に依頼先の担当ケアマネジャーにご相談ください。

(2) サービスの利用解除および終了

いちごショートステイ契約書第3条に基づき、サービスの利用を解除することができます。また、第4条に基づきサービスの利用を終了する事があります。

3. サービス提供の記録

事業者は、サービスを提供する際には「サービス提供記録書」等の書面に必要事項を記録します。また、一定期間ごとに、サービス提供の状況、目標達成の状況等についての記録を作成します。

2 事業者は、「サービス提供記録書」等の記録を作成した後5年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、その写しを交付します。

4. サービス利用にあたっての留意事項

利用者みなさんに気持ちよく、安全にサービスを利用していただくために、下記事項についてご留意いただくようお願いします。

- 面会時間：午前 10：00 ～ 午後 4：00 までの間をお願いします。
- 外出：利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者の承認を得てください。
- 飲酒：飲酒は禁止とします。
- 喫煙：喫煙は禁止とします。
- 金銭管理：通帳・貴重品などのお預かりはできませんが、家族と協議にて決定し、別に定める契約書において取り扱うこととします。なお個人が持参され、紛失された場合につきましては、当事業所は責任を負いかねますのでご了承ください。
- その他：職員への心づかいは固くご遠慮致します。

5. 利用料金

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額（介護報酬の告示上の額）によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスである場合の利用料の額は、これらに利用者ごとの介護保険負担割合（1割～3割）を乗じて得た額とします。また、これが改訂された場合には、これらも自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新しい料金を書面でお知らせします。

※ 福井市は地域区分が「7級地」であるため、下記表の単位数に10.17円を乗じた金額のうち、介護保険負担割合にもとづいた額が自己負担となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合には、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 介護報酬利用分・令和6年6月現在

併設型短期入所生活介護費（Ⅰ） 従来型個室）（1日につき） （単位・単位数）

要介護1	603
要介護2	672
要介護3	745
要介護4	815
要介護5	884

下記加算については、各条件を満たす場合に算定します。

※ ○ 区分支給限度基準額の算定対象、● 区分支給限度基準額の算定対象外

- 送迎加算 184単位 （片道につき）
ご自宅と事業所間の送迎を行った場合に算定します。
- 個別機能訓練加算 56単位 （1日につき）
利用者が可能な限り自立して暮らし続けることができるよう、生活機能の維持・向上を目的とした個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施した場合に算定します。
- 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位 （3月に1回を限度）
(Ⅱ) 200単位 （個別機能訓練加算を算定している場合は1月につき100単位）
- 医療連携強化加算 58単位 （1日につき）
別に定める状態（※1）にある利用者に対して、その急変に備え、看護職員による定期的な巡回を行い、協力医療機関との対応体制を整えている場合に算定します。
（※1）経腸栄養や褥瘡など、医療的なケアが必要な状態。詳細は別途お問合せください。

- 療養食加算 8 単位 (1 回につき、1 日に 3 回まで)
医師の発行する食事せんに基づいて、管理栄養士又は栄養士により栄養管理された食事を提供した場合に算定します。

- 口腔連携強化加算 5 0 単位 (1 月に 1 回に限り算定可能)
当事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に 1 月に 1 回に限り算定します。

- 看護体制加算 (I) 4 単位 (1 日につき)
(II) 8 単位 (1 日につき)
(IIIイ) 1 2 単位 (1 日につき、(I) との同時算定不可)
(IVイ) 2 3 単位 (1 日につき、(II) との同時算定不可)

当事業所にて、看護職員の配置が所定の条件を満たしている場合に算定します (I、及び II)。また、利用者のうち要介護 3 以上の利用者を全体の 7 0 % 以上の割合で受け入れを行った場合は、その利用人数に応じて算定します (IIIイ、及び IVイ)。

- 見取り連携体制加算 6 4 単位 (死亡日及び死亡日以前 3 0 日以下に限り、1 日につき)

- 緊急短期入所受入加算 9 0 単位 (1 日につき、7 日間を限度とする)
やむを得ない事情 (介護者のご病気など) により緊急にサービスを利用される場合に算定します。

- サービス提供体制強化加算 I 2 2 単位 (1 日につき)
当事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 8 割以上または勤続年数 1 0 年以上の介護福祉士が 3 5 % 以上配置されている場合に算定します。

- 介護職員等処遇改善加算 I 上記ご利用合計単位数の 1 4 . 0 % に相当する単位数 / 月

(2) その他の費用

- 食費

利用者の希望に応じて、下記費用にて食事提供を行います。

・朝食代 4 5 0 円 ・昼食代 7 0 0 円 ・夕食代 6 5 0 円

⇒ 3 食合計で、1 日あたり 1, 8 0 0 円 となります。

・おやつ代 5 0 円 (昼食なしでおやつのみ希望された場合)

- 居住費 1, 4 0 0 円 (1 日につき)
- 光熱水費 5 6 0 円 (1 日につき)
- 送迎費 1 5 円 (1 k m につき)

通常の送迎の実施地域を超えて送迎を行った場合、送迎実費費用として送迎実施範囲の境界から自宅までの往復距離を 1 5 円 / 1 k m で計算した金額をいただきます。

- その他

日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの (利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など) について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービスのキャンセルをした場合は、下記の料金をいただきます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。サービス

のキャンセル又は変更をされる場合には、利用予定日の前々日までに、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

- ① サービス利用予定日の前々日までに連絡をいただいた場合⇒キャンセル料は発生しません。
- ② サービス利用予定日の前日午後5時30分までに連絡をいただいた場合
⇒ キャンセル料として、利用初日分の食費相当分をいただきます。
(昼食 700円 + 夕食 650円 = 1,350円)
- ③ サービス利用予定日の当日にキャンセル・変更の連絡をいただいた場合
⇒ キャンセル料として、利用初日分の食費及び居住費相当分をいただきます。
(食費 1,350円 + 居住費 1,400円 = 2,750円)

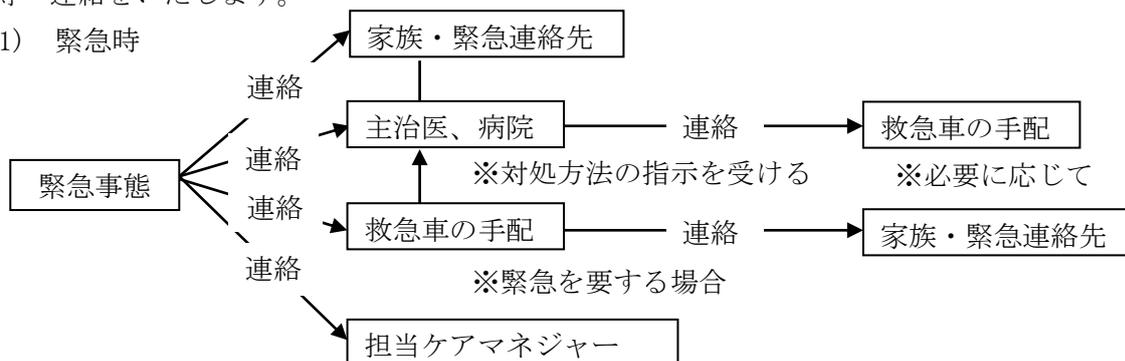
(4) お支払方法

毎月10日以降に前月分の請求書を発行します。お支払方法は現金または口座引き落としとし、口座引き落としは毎月20日頃にさせていただきます。請求書を利用者にお渡しした日より、1ヶ月以内にお支払いください。

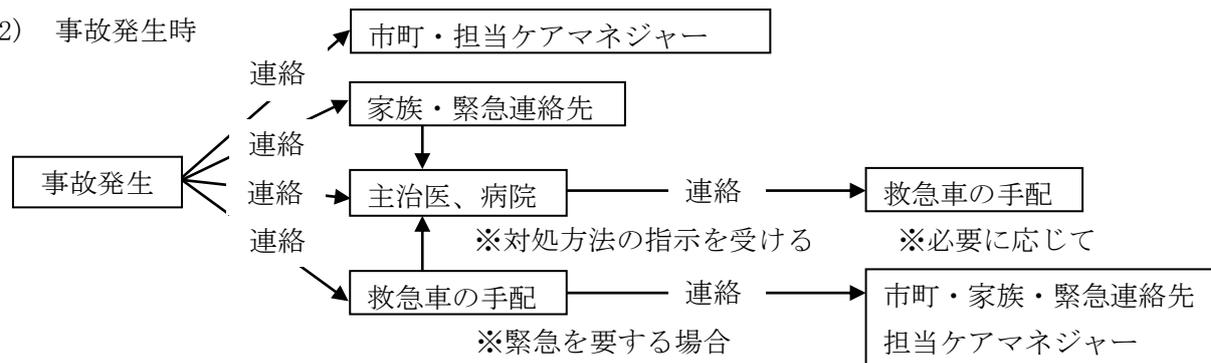
6. 緊急時・事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族、担当ケアマネジャー等へ連絡をいたします。

(1) 緊急時



(2) 事故発生時



連絡先医療機関 (担当医師)	()	電話番号	
緊急連絡先 ①	(続柄) 氏名	電話番号	
緊急連絡先 ②	(続柄) 氏名	電話番号	

7. 非常災害時対策

非常災害時には、「いちごショートステイ消防計画」に沿った対応を行います。また、当該計画に沿って年2回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。

【防災設備】

スプリンクラー・防火扉・シャッター・非難階段・屋内消火栓・自動火災報知機・非常通報装置・誘導灯・漏電火災報知機 ※カーテン・ふとん等は防煙性能のあるものを使用

【防火管理者】

木村 秀穂（嶋田病院 医事課）

8. サービス内容に関する苦情

(1) 受付窓口

いちごショートステイ契約書第13条に基づき、利用者からの苦情及び要望に、当事業所の従業者全員が対応します。窓口での受付は口頭で行いますが、「要望箱」を設置し文書による受付も行います。

苦情解決責任者 北出 真菜（管理者）
第三者委員 清川 忠 [連絡先] 0776-23-2912
要望箱設置場所 いちご在宅支援センター北側玄関

*下記の苦情申立機関にも苦情等を伝えることができます。

苦情申立機関	福井県国民健康保険団体連合会	TEL 0776-57-1611
	福井市福祉保健部保健衛生局介護保険課	TEL 0776-20-5715
	福井県運営適正化委員会（ハート支援室）	TEL 0776-24-2347

(2) 苦情に対する措置

事業所では、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、事実関係の調査や苦情処理に関する検討会の実施、処理結果の記録整備等の必要な措置を講じます。

また、改善措置について、苦情申出人に誠意をもって説明を行います。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求める事が出来ます。尚、第三者委員の立会いによる話し合いは、第三者委員による苦情内容の確認、解決案の調整・助言、話し合いの結果や改善事項等の確認を行います。

9. 個人情報の取り扱い

事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。又事業所は、従業者及び従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

2 事業者は、あらかじめ文書により利用者又は利用者家族の同意を得た場合は、一定の条件下で情報を提供することがあります。

10. 秘密保持等

事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとします。

1 1. ハラスメント防止対策

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 2. 身体拘束等の禁止

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

2 事業所は身体拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
- ③ 従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施。

1 3. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針の整備。
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを福井市に通報します。

1 4. 衛生管理及び感染症対策

事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- 2 利用者が使用する施設、食器その他の設備、飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- 3 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施。

1 5. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 第三者による評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

17. 協力医療機関

医療機関の名称	嶋田病院
所在地	福井県福井市西方1丁目2-11
電話番号	0776-21-8008
診療科	脳神経外科・整形外科・循環器外科・外科・内科・歯科・リハビリテーション科
入院設備	地域包括ケア病棟27床・回復期リハビリテーション病棟90床

18. 当法人の概要

法人種別	医療法人 健康会
代表者役職・氏名	理事長 嶋田 修美
本部所在地・電話番号	福井県福井市西方1丁目2-1 1 TEL: 0776-21-8008

<p>● 嶋田病院（117床）</p> <p>【診療科目】 リハビリテーション科・脳神経外科・整形外科・循環器外科・内科・外科・歯科</p> <p>【病床数】 地域包括ケア病棟27床・回復期リハビリテーション病棟90床</p>
<p>● いちご在宅支援センター（嶋田病院併設）</p> <p>【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所リハ 健康の家 <p>【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嶋田病院訪問リハビリ <p>【訪問看護・介護予防訪問看護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちご訪問看護ステーション <p>【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごショートステイ <p>【居宅介護支援・介護予防支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嶋田病院 居宅介護支援センター
<p>● 病院外の介護事業所</p> <p>【通所介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごデイセンター福井 ・いちごデイセンターみのり <p>【地域密着型通所介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごライフ <p>【福井市介護予防・日常生活支援総合事業】</p> <p>通所型予防給付相当サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごライフ ・いちごデイセンター福井（福井市及び永平寺町にて実施） ・いちごデイセンターみのり <p>通所型基準緩和（A型）サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごライフ ・I-WILL <p>短期集中予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I-WILL <p>【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和田東いちごデイサービスセンター ・いちごデイセンター松岡 ・いちご月見亭 <p>【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちご 月見の里 ・いちご 和えの里 <p>【看護小規模多機能型居宅介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちご日和 <p>【居宅介護支援・介護予防支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごケアプランセンター月見 <p>【障がい福祉サービス・共生型生活介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごデイセンター福井 ・いちごデイセンターみのり <p>【障がい福祉サービス・共生型自立訓練（機能訓練）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごデイセンターみのり